

文部大臣西園寺公望の文教政策

張 智慧

はじめに

一八九〇年(明治二三)一〇月に發布された「教育ニ関スル勅語」(以下「教育勅語」と略す)は、近代日本の教育体制の基軸となり、国民の思想・道徳を深く規定する根本的規範となった。勅語發布から四年目の一八九四年(明治二七)に日清戦争が起った。日清戦争期には教育家などによって「忠君愛国」が極度に強調され、国粹主義の風潮が一段と強まった。一八九四年一〇月に第二次伊藤内閣の文部大臣に就任した西園寺公望が、かかる風潮を強く批判したことは注目に値する。

文相時代の西園寺については、岩井忠熊、鈴木良氏らの執筆による立命館大学編『西園寺公望伝』第二巻¹⁾が多くの頁を費やしている。それによれば、明治期教育政策の主流を形成した森有礼、井上毅などの国家主義的教育方針に対し、西園寺は「世界主義」的教育方針を唱えるなど、独自の性格を有したと評価されている。また、西園寺が「第

二の教育勅語」の發布を企図したことも明らかにしている。

岩井氏は「伊藤のいう『文明的進歩』を目ざした西園寺文政は、必ずしも成功とはいえなかったにもかかわらず、むしろそれ故にこそ現代的な再評価を要する点があった²⁾」と述べている。私も西園寺文政は成功しなかったと考えるが、西園寺文政が対峙した教育社会の保守的態勢の問題をより深く考える必要があり、さらに、これを伊藤内閣の文教政策の問題としても捉える必要がある。

本稿では、以上のことを念頭におき、岩井、鈴木氏らの研究を踏まえ、西園寺文政に関わる幾つかの重要な問題を追究する。具体的には、西園寺文政が対峙した保守的教育社会の問題、西園寺の「文明化の教育政策」及びそれを支えた『世界之日本³⁾』という雑誌の性格、そして西園寺の「第二の教育勅語」計画及び動機の問題、それに対する伊藤の態度の問題などである。本稿は、これらの問題の解明を通じて、西園寺文政の歴史的意味を明確化することを課題とする。

一 西園寺文政について

一 西園寺の社会情勢認識

西園寺は文部大臣に二回就任している。最初は、第二次伊藤内閣の一八九四年一〇月三日から一八九六年（明治二九）九月二十八日までの約二年間、二回目は第三次伊藤内閣の一八九八年（明治三一）一月一二日から同年四月三〇日までの約三ヵ月半である。

西園寺の第一次文相時代は日清戦争の時期に重なっている。日清戦争について啓蒙運動の先駆者福沢諭吉は一八九四年七月二十九日の『時事新報』に「日清の戦争は文野の戦争なり」という文章を書き、「戦争の事実は日清兩國の間に起りたりと雖も、其根源を尋ねれば文明開化の進歩を謀るものと其進歩を妨げんとするものとの戦にして、決して兩國間の争に非ず」と述べた。福沢は日清戦争が西洋文明を代表する日本と伝統的で野蛮な清國の戦争だと言ひ、「文明」という観点から日本の戦争を正当化しようと意図した。旅順大虐殺のような暴行は文明に全く相応しくないのだが、日清戦後の日本では福沢諭吉が描き出したいわゆる「文明」の境界に達した日本という自意識が広がったのである。

しかし、日本国民の過度な自負心は三国干渉や遼東半島還付を境にして大きく変化した。陸奥宗光は『蹇蹇録』の中で「遼東半島還付後における国人の不平」について、「昨日まで分に過ぐるの驕慢を抱き

たるに反して、今日は終天の屈辱を蒙りたるの感を生じ、各人その驕慢を挫折せられたる度合に従い非常の不快を覚え」と述べている。三国干渉と遼東半島還付を境にして、社会輿論は「驕慢」から「挫折」へ転化し、「臥薪嘗胆」が合い言葉となった。日本の国内では「敵愾心」の奮起とか、「愛國敵愾」の気風とか、「忠君愛國」の觀念などが一層強調され、国粹主義的風潮が強まった。

西園寺は当時の社会情勢に対してどんな認識を持っていたのか。『教育時論』一八九五（明治二八）年一月五日の記事「教育意見 文部大臣西園寺侯爵口話」によると、西園寺は「日英通商航海条約」が調印される以前、又日清戦争で日本の軍隊がその実力を示さなかった時に、「日本人は、十分に我が実力の發達し得たる程度を自信すること能はざりき」、「日英の条約、既に締結を終りて、泰西諸國が、我が進歩を許す事実も、稍明瞭となり、續きて日清の交兵となり、我が陸海軍の優等なることも、亦疑ふべからざる事実となりしを以って、日本人は始めて従来の疑念を去り、我が文明の高等なること、我が兵備の十分なることを自信するに至りたり」と述べている。西園寺は、日英条約や日清戦争勝利が、日本国民の文明の進歩に対する確信をもたらしたと指摘し、この国民の自信をいっそう伸ばす必要がある、その目的を達するには、「教育の力による外なかるべし」と考えた。

また、同年八月一〇日の『教育報知』に掲載された「西園寺文部大臣の教育談を讀む」の中で西園寺は、「今日迄日本は余り世界に注意を惹かざりしも日清戦争の結果は世界に文明富強の日本國あるを紹介

したると同時に列国の耳目は一に我国に集まり、日本はこのような列国と対等に向き合つてゆかなければならない」と述べた。西園寺は、日清戦争の勝利と三国干渉を経験し、日本の国際的地位の向上と同時に、世界が日本に厳しい目を向ける可能性も大きくなったと考えたわけである。

一方で、西園寺が日清戦争中から国内の過剰な自負心と国粹主義的風潮の高揚を憂慮したことは注目に値する。朝鮮駐在特命全権公使井上馨宛の一八九四年一月二十五日付けの書簡によると、西園寺は「我軍連戦連勝雀躍不他晷候」と述べる一方で、一國の文明程度は戦闘により一躍黄金世界まで達するものではないと言っている。しかるに「我國民の自負心ハ驕然暴騰非常之高点にいたり前途如何可有之と杞憂仕候。当此時以微力教育之任を引受け候段、日夜苦慮至ニ御座候」と述べ、国民の中で広がった過剰な自負心を深く憂慮した。翌年一月八日の井上馨宛の書簡でも、西園寺は「吾國前途実ニ憂慮ニ不堪候。文明之思想ハ却て退歩之形にて和魂とか敵愾心とか計口に唱へ、裏面ハ嘘の吹き合ひ利慾の貪り合にて、実ニあきれ果たるものニ有之候。他日善後策ハ余程謹嚴に不被講候てハ、國民の不幸意外にも戦勝より生ずると云事なしとも不被申と存候」と述べ、いっそうの憂慮を表明した。西園寺は、日清戦争中の陸奥外交を支えた人物であるが、過剰な排他的国粹主義に対しては、適切な解決策が講じられなければ、国民の不幸は今後日清戦争の勝利から生まれてこないともかぎらないと考えたのである。その後の日本の歴史を考えれば、それはけっして杞

憂ではなかった。

このような国内状況に対して、西園寺は現職の文部大臣として公然と批判的見解を表明した。一八九六年三月三十一日、西園寺は文部秘書官中川小十郎をして高等師範学校卒業証書授与式において、次の演説原稿を朗読させた。¹⁰⁾

國民ノ氣象ハ宜シク活潑爽快ナルヘシ、慷慨悲壯ナルヘカラス、宜シク正大有為ナルヘシ、偏曲奇僻ナルヘカラスト。本大臣曾テ之ヲ古書ニ聞ケリ、人ノ意ニ欣然タルハ百徳ノ本原ナリト。然ルニ世間往々衰世逆境ノ人ヲ模範トシテ、今日ノ青年子弟ニ憑式セシメント欲スル者アリ。是レ害ヲ他日ニ遺スモノニシテ、国家今日ノ隆盛ニ背馳スルモノト謂ハサルヲ得ス。

西園寺は「慷慨悲壯」の「國民ノ氣象」を批判し、「活潑爽快」、「正大有為」の「國民ノ氣象」の育成を求めた。

以上のように西園寺は、条約改正や日清戦争の勝利によって日本の国際的地位は向上し、日本は文明富強の国として列強の一員となる自信をもつにいたったが、日清戦争と三国干渉で、日本国内に台頭した排他的国粹主義、とくにその一翼を担った教育界に対し、世界文明の大勢という見地から対峙する姿勢を明確に示したのである。

二、教育社会について

(1) 森有礼と井上毅の国家主義教育方針

国家主義的教育の「臣民」への普及過程に関しては、周知のように森有礼と井上毅が大きな役割を果たした。

第一次伊藤内閣の文部大臣森は、「抑国家富強ハ忠君愛國ノ精神旺実スルヨリ来ル、故ニ文部ノ職ハ主トシテ此精神ヲ養成渙発スルノ責ニ当ラザルベカラズ」と述べ、忠君愛國精神の養成渙発をその教育政策の目的とした。また、「学政ノ目的」について、森は一八八九年の直轄学校長にたいする演説の中で「専ラ国家ノ為メト云フコトニ帰セザル可ラズ、例セバ帝国大学ニ於テ教務ヲ挙グル學術ノ為ト国家ノ為トニ関スルコトアラバ、国家ノ為メノコトヲ最モ先ニシ最モ重ゼザル可ラザルガ如シ、夫レ然リ、諸学校ヲ通ジ学政上ニ於テハ生徒其人ノ為メニスルニ非ズシテ、国家ノ為メニスルコトヲ始終記憶セザル可ラズ」と述べて、これを「学政上最モ重要ナル点」と強調した。森は、一八八六（明治一九）年三月の学校令（帝国大学令・師範学校令・小学校令・中学校令）によって天皇制教育の体系の基礎を築いた。

森の教育方針を受け継ぎ、発展させたのは井上毅である。森の国家主義的教育方針は国力増進に重点を置き、道徳教育については積極的な方向をしめしていなかった。この課題に携わり、「教育勅語」の起草に当たったのは井上毅である。明治憲法、教育勅語などの起草に深く関わった井上は、一八九三（明治二六）年三月に第二次伊藤内閣の文部大臣に就任した。森文相から井上文相にいたるまでの間に、国家主義的教育方針が確立されたことは教育史の通説である。

西園寺は一八九四年一〇月三日文部大臣に就任したが、注目すべきことは井上が、後任の西園寺によってそれまでの教育方針が転換されることを恐れ、種々画策を試みたことである。

一八九四年八月三一日付けの井上の文部次官牧野伸顕宛の書簡によると、井上は「臨時兼任長官（芳川顯正——引用者）ハ小官教育上同主義之人ニ有之、各員従前之通精勵有之、兼任長官を輔翼ある事、小官の冀望ニ有之候」と書いている。この書簡は井上が病気で辞任した直後に出した手紙である。井上は、牧野が自分と教育方針が同主義の臨時兼任長官、芳川顯正を補佐することを望んだ。その一ヶ月後、一〇月二日付けの井上の牧野宛の書簡では、「可成今之兼任大臣を御助相成候事、却て教育之為良計ニ無之哉、赤と歟、白と歟色之付く人よりハ淡泊無味尤妙、一覽御火中可被下候」と書いている。この「赤と歟、白と歟色之付く人よりハ淡泊無味尤妙」という意味は、森以来の政策によって出来上がった教育方針——国家主義的教育方針——を改革しようとする人より、これをしっかり守る人のほうが望ましいという意味であろう。

以上のように、井上は西園寺の文部大臣就任を警戒し、これまでの国家主義的教育路線に変更が加えられるのを恐れたと考えられる。以上の井上・西園寺の確執を念頭に置きながら、高等教育会議の設置をめぐる論議を分析し、西園寺文政が対峙した教育社会の状況を明らかにしたい。

（２）高等教育会議の設置をめぐる対立

高等教育会議創立の動きはすでに井上文相時代に始まったが、実現には至らなかった。西園寺文相時代の高等教育会議設置をめぐる帝国議会の論議に注目する必要がある。西園寺の文相在任中、第七、第八、

第九の三回の議会が開かれた。第七議会は所謂軍國議會であつて、直接教育問題に関する議事はなかつた。第八議会は一八九四年一二月二四日に通常会として開かれて、翌年三月二三日をもつて閉会した。この議会で、二月五日、「加藤弘之外四十名」は「教育高等會議及地方教育會議を設くる建議」を貴族院に提出した。

加藤弘之が建議理由を説明しているが、要するに教育高等會議及び地方教育會議の設置目的は「永遠に期すべき教育上の方針」を確立することとされ、とくに文部の「當路者」の更迭によって「教育の方針」が中斷・改変されるのを防止することにあつた。

同じ建議案が衆議院にも提出され、柏田盛文が提案理由を説明した。柏田は、第一代の江藤新平から第十九代の西園寺まで文部の「當局者」の名前を読み上げ、「此一九人の人間の中で、森有礼、井上毅といふ人をば除いたならば、果して教育に適任したる所の人が当局者に座つて居つたか、どうであるか、と云ふことを考へて見たならば、誰も然りと云ふことは出来ぬであらう」と言い、教育勅語發布まで修身の主義が度々改変されたことをあげ、「此修身のことに就いては、教育に關したる所の勅語が出てから一定して、もう動かないやうになつたのは、実に喜ばしいこと」だと述べている。教育高等會議及び地方教育會議設置をめざした勢力の意図は、教育勅語の方針を堅守し、文部大臣の更迭によつても影響を受けない体制をつくることであつた。教育高等會議及び地方教育會議の建議案は、第八議会において貴・衆兩院で可決されたにもかかわらず、政府はこれを受け入れなかつた。

問題は、西園寺文相時代にどうして議会からこのような提案が起つたのかである。その後、同様の提案が第九議会でもなされて、事態の意味するところは次第に明らかになつた。

第九議会は一八九五年一二月二八日に開会し、翌年三月二八日に開会したが、一月一八日に谷干城、加藤弘之らが「教育高等會議創設に關する質問主意書」を貴族院に提出した。質問主意書は第八議会で可決された建議案を基づいて、更に台灣の問題や清國償金の問題などを取り上げて教育高等會議創設の必要性を強調している。その後二月三日の議会は教育會議につき政府の答弁を請求することが議論された。これに対して、文部大臣西園寺公望により二月一三日に教育會議に關する政府の答弁書が出された。

教育高等會議の創設に關する貴族院建議の主旨を按ずるに教育の方針を確定せしめんか爲め文部機關の外別に教育高等會議なる一機關を創設し教育上重要な事項に關し審議翼賛せしめんとするもの如し、然るに政府に於ては此の如き會議を設け教育行政を束縛するは國務大臣の職責を空ふするものと認むるを以て此建議に同意すること能はざることを表言せざるを得ず

貴族院の建議に対して、西園寺は「教育行政を束縛するは國務大臣の職責を空ふもの」として同意しなかつた。それに対し、二月二九日に「發議者」加藤弘之、谷干城及び「贊成者」二条基弘外三三名が再び質問書を提出した。加藤らは政府答弁書の危懼は「頗る誤解に出る」ものだとし、教育高等會議は文部大臣の職責を侵すものではないと説明し、「衛生に土木に鐵道に各會議」を設けているにもかかわらず、

ただ教育高等会議を認めないのは矛盾ではないかと切り返して、政府に更に明確な答弁を要求した。これに対して、文部大臣西園寺は次のような答弁書を提出した。

教育高等会議設立の建議に関する質問に対し政府の爲したる答弁を以て誤解に出るものとなし更に質問書を提出して建議の趣旨は教育行政を束縛するの意にあらざることを明にせられたり蓋し政府は貴衆両院の建議質問及演説に徹し教育行政を掣肘するに意あるものと認むるに理由ありと信ずると雖該提出者自ら其然らざることを明言せらるゝに於ては復之を弁するの要なし

教育高等会議の目的をして果して単一なる諮詢部たらしめんとするに外ならずとせば文部省は夫々専門の諸直轄部に就き又は臨時学事関係者を集め各種の教育事項を諮詢するの便宜を有するを以て此の上別に一の諮詢部として教育高等会議を設くるの必要を認めず

西園寺は、あくまでも教育高等会議は教育行政を束縛するものだとし、その設置を再び拒否した。三月二十八日に、柏田らは教育高等会議に関する質問書を衆議院に提出した。柏田は演説の中で、次のように西園寺文政を強く批判している。

(前略) 現文部大臣は曩に七八月の頃師範学校長を呼んで其會議の席か、或は呼び集めた外の席か、何にしる其校長の席に於て世界主義と云ふことを演説致した、場所もあらうに是が帝國議會であつたならばさう深く尤める事でないかと私は考へるのである、師範学校長をば集めた所ではどう云ふ所でございませうか、師範学校は私が此処で別に申さなくとも小学の模範である所である、小

学校は則ち国民——國家的の觀念、國家の特性を訓導することを以て第一の主義とせなければならぬ所でございませう、然るに態々師範学校長をば集めた所で世界主義杯と云ふことを言ふのは、唯偶然にも學問上のことを話をしたことでなくして、是れも一時の政略をば利用しやうとしたことであらうと私は推察するのである、なぜならば或は國家主義であるとか、國家的の觀念であるとか、云ふことを盛に言つたならば、矢張敵愾心をば惹起す本なるのである、それで世界主義と云ふやうな耶穌坊主のやうなことを言つて、余程其氣象と云ふものを將に起らんとする精神をば、ちつと斯うなだめやうとした所の一時の政略と思ふのである、一時の政略に依つて仕事をすることは何事にも吾々は異なる不同意を唱へる所でございませうけれども、此教育上に一時の政略をば以て第二の日本國民をば作らんとする所の最も必要な國民教育に於ては之を利用するに至つては決して之を看過することは出来ないかと考へるのである、さうして見れば此高等教育と云ふものがなかつたならば、自分勝手の國民を作ることになるのであらうと考へるのである、此高等教育と云ふものは矢張り必要である。

柏田は「國家的の觀念、國家の特性」を訓導することを國民教育の「第一の主義」とし、西園寺文政をそれに反する「世界主義」と決めつけ、さらに西園寺が「一時の政略」で文政を左右していると論難し、「看過することは出来ない」として、露骨な西園寺文政への強い不信のうえに高等教育設置の必要性を説いている。

以上のように、第八、第九議會における加藤弘之、谷干城、柏田盛文らの高等教育會議設置の目的には、西園寺のような文部大臣の登場によって既定の國家主義的路線に修正、変更が加えられることを阻止

する狙いがあった。

教育高等会議の設置提案は衆議院、貴族院両院とも可決したにもかかわらず、西園寺はこれを拒否した。西園寺が文部大臣を辞任した二ヶ月後、高等教育会議は第二次松方内閣のもとで設置された。一八九六年二月一八日の勅令第三九〇号によって「高等教育会議規則」が頒布された。その後の高等教育会議をめぐる様々な問題についてはまた別の論文が必要であろう。

ところで、貴族院の発議者加藤弘之（無所属）、谷干城（懇話会）、それに賛成者の二条基弘はいずれも反伊藤内閣色を帯びた顔ぶれであり、そして衆議院の発議者柏田盛文（国民協会）、大竹貫一（進歩党）、高田早苗（進歩党）なども伊藤内閣の自由党政策を反対する人々であった。帝国議会での高等教育会議をめぐる議論がこのような政治的な対立と連動していたことを軽視すべきではない。

たしかに、議論は德育の問題を軸に展開された。たとえば、西園寺が「常」に処する「良臣」教育を主張し、「忠臣は変に処するものにして良臣は常に処するものなり変に処するは易く常に処するは難し文明の化は常に処するものに求むべくして変に処するものに求むべからず」と強調したことに対し、谷干城は真っ向から批判していた。谷は一八九七年一月五日の『教育時論』掲載の「德育の方針」に関する談話で「然れども忠臣良臣、しか區別し得べき者ならんや。乱に居るの忠臣にあらずは、何ぞ治に居て良臣たることを能くせんや。（中略）故に德育の方針の如きは、治に居て乱を忘れず、乱に居て難を避けざる

底の人を作らんと力むべし」と述べている。さらに、谷は「抑々彼等の所謂大国民の資格とは何ぞや、其大国民の資格といふ者、案外明白ならぬにあらずや。逆境に処したる忠臣孝子の伝を説くことを止め、慷慨義に赴くが如き人を養成することを務めずんば、我国体何に依りて維持することを得んや。利を見て義を思はざるに至らば、我国体は既に其精華を失ふ者なり。余は此の如き論には大反対を表せざるを得ず」と德育の方針について自説を開陳した。柏田や谷らが国家主義の観点から高等教育会議設置を推進したことは高等教育会議の性質を浮き彫りにしていた。

その主張はたんなるイデオロギー的保守主義であったのではなく、保守的教育体制の形成を反映していたとみななければならない。ここでそれを具体的に論じることができないが、日清戦後の文官官僚制・官僚機構が確立されつつある中で、文部省を中心とする国家主義的教育体制が、教育勅語発布とそれを契機とする教育界の保守的イデオロギー的統合と一体となり、帝大などの教育界、議会や一部政党まで巻き込んで形成されつつあったと考えられる。見通しを述べるならば、かかる教育界の保守的動向が伊藤内閣の自由党政策をめぐる対立と無関係でなく、伊藤の立憲主義的路線に対する根深い政治的対抗の一環となっていたことこそが、この時期の西園寺文政をめぐる対抗の特別の深刻さの背景をなしたのである。

三、文明化の教育政策

西園寺が文部大臣時代に具体的に実施した教育政策は、「高等女学校規程」の頒布（一八九五年一月二九日）、「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」の頒布（一八九六年三月二四日）、京都帝国大学設置計画案の帝国議会への提出（一八九七年六月、京都帝国大学設立）、学校衛生府の設置、大阪工業学校の創設（一八九六年五月）、高等師範学校の学生寮規則制定などである。これらの西園寺文相時代の具体的な政策は日本近代教育史において森有礼や井上毅の文相時代に実施した教育政策ほどには重視されてこなかった。しかし、それらを西園寺の教育思想が現れた政策としてみれば、その意味はかわってくる。

では、そこに西園寺のどのような教育思想があらわれていたのか。西園寺の女子高等師範学校卒業式、高等師範学校卒業式などでの演説及び教育についての談話などからその意味を検討してみたい。西園寺文相の演説文は、『西園寺公望伝』別巻二に一四編収録されている。その演説文を読むと、西園寺は「世界文明の大勢に伴随する」、「社会の文明を増進する」、「近世の文明を扶植する」などと「文明」という用語を最も愛用している。私は、西園寺の教育政策を文明化の教育政策という言葉で表現できるのではないかと考える。

ところで、文明化の教育政策は何も西園寺に始まったことではない。むしろ、それは明治維新以来の政策の基本的政策であった。たとえば、元田永孚が起草した一八九七年の「教学聖旨」⁽²⁸⁾に対し、井上毅の協力を得て伊藤博文が天皇に上奏した「教育議」⁽²⁹⁾は、文明開化⁽³⁰⁾近代化を推進するため文明化の教育政策の必要を説いた文書を見ることができ

よう。西園寺の文明化の教育政策はその延長線上に位置づけうるが、同時に新たな内容をもつものであった。

それは、内容からみれば科学教育、女子教育、外国語教育、修身教育の四つの柱からなっていた。

科学教育については、西園寺は西洋の文明の発達が、「科学応用の結果に依るもの」と考える。科学の盛衰を「大に人生の命運と、国家の隆替と、一個人の利害とに關すること」⁽³¹⁾と位置づけ、この科学教育が国家の利益と係わるのみならず、個人の人生や利害にも繋がっていると考えたことは注目し得る。このように明確に個人の権利の角度からも教育政策を考える点は注目すべき点である。

上述の点は女子教育政策の主張からも窺える。西園寺は「女子ノ教育ハ社会ノ文明ヲ増進スルノ要素ニシテ、風俗ノ汚隆、徳義ノ消長、尽ク女子ノ教育ニ淵源スル」⁽³²⁾と述べている。これが文明各国の女子教育に重きを置く理由だという。西園寺は「善良なる国民を養成せんに必ず婦人内助の力を藉らざるべからず。西洋諸国に於いて女子教育に尤も力を用ゆるは之が為なり。女子自身も亦十分の教育を受けて天賦の良知良能を發達せしむるは当然の事たり」⁽³³⁾と述べている。ここで彼は女子にも教育を受ける権利があると強調し、一国の文明は女子の品位如何に係わると主張している。

また、西園寺は外国語教育の重要性を強調し、外国語（特に英語）の普及を計るために、「余は国文科の如き之を専門家に譲り普通学課より除き（中略）英語の如き是迄随意科たりし之を日用課目に編入

し国文科の如き之が時間を減じ若くは全廃せんと欲す」とまで主張した。この発言は当時大きな波紋を起こした。

さらに大きな反響を起こしたのは西園寺の修身教育意見である。西園寺は従来の「忠孝」の修身教育を厳しく批判した。「忠と孝と決して悪しからず。然れども、忠と孝とは必ずしも亡国と亡家とを意味せず。今の教師が其の生徒に教ゆるの忠と孝とは大抵非常の場合に於ける忠と孝となり」。すなわち「非常時」の忠孝教育ではなくて、「平常時」の忠孝教育にしなければならない。西園寺は「一旦緩急」に偏った忠孝教育の現状は開国進取の国是と背馳するものだと指摘した。西園寺の文明化の教育政策は、教育勅語発布以来の「忠孝の臣民教育」を中心とする教育方針を重視してきた教育界に対しては多大な衝撃を与えた。西園寺が提唱した教育方針は、当時のジャーナリズムから「国家主義」に対抗する「世界主義」だと評された。

これに対し西園寺は、「世界的教育主義」などと自分から言ったことは一度もないとしたりうえて、一八九五年七月二五日の『教育時論』掲載の「西園寺文部の談話」で次のようにいう。

余が平生人にも語り、自らも信ずる所によれば、此十九世紀の活劇場に当り、国を宇内列国の中に建つるは、容易の業にあらず、殊に日清戦争の結果により、我が国民が、他の国民に注目されること、一層深くなりたれば、我が国民たる者は、常に宇内列国の形勢に注目し、世界の文明に伴ひて、国運を長進せしむることを図らざるべからず。若し然らずして、長く東洋の狭隘なる思想を墨守し、唯我独尊の気象によりて、他の国民を凌蔑し、又は世界

文明と共に発達することを忘るゝときは、必ず国家に不幸なる結果を来すことあるべし。

ここで西園寺は、文明化の教育政策の必要な理由を、「世界文明と共に発達する」、いいかえれば西欧列強と共に国運を長進させるためだとしているといえよう。

条約改正や日清戦争によって、日本は世界の表舞台に登場し、列強の警戒心を招く可能性が大きくなった。この日清戦後の新たな国際、国内情勢に如何に対応するかは伊藤内閣の重要な歴史的課題であった。西園寺は、伊藤博文の忠実な協力者として文部大臣に就任し、一方で陸奥外交を積極的に支持して朝鮮や中国に対して帝國主義者として臨みつつ、他方では世界の大事に注目し日本が世界の列強と「文明」の歩みをともしして国際関係を発展させるために、「文明化の教育政策」を強く主張したのである。一方、保守的国家主義者は新たな国際情勢のもとで、逆に國粹主義によって国民の団結を固めようとしたのである。彼らは西園寺の「文明化の教育政策」を「世界主義」とみなし、ことさらにそれを排撃した。この対立の意味をさらに考えるため、次に西園寺文政を支持して論陣を張った雑誌『世界之日本』を検討してみることになした。

四 『世界之日本』について

西園寺文政は必ずしも孤立したものでなく、それを支える一つの言論的基盤として『世界之日本』という雑誌が存在した。『世界之日

本』は陸奥、西園寺の援助を受けて竹越與三郎^⑤（一八六五—一九五〇）が創刊したものである。一八九六年七月二五日に創刊され、一九〇〇年三月二日に竹越のヨーロッパ外遊にともない廃刊された。『世界之日本』の執筆メンバーは、竹越、陸奥、西園寺のほか、伊藤博文、梅謙次郎、尾崎行雄、茅原華山、酒井雄三郎、内村鑑三、新渡戸稲造、久津見息忠等である。「世界之日本」の名は西園寺の提案によって命名された^⑥。

『国民の友』第三〇五号（一八九六年七月一八日）に『世界之日本』の創刊広告が掲載された。同誌は、世界万邦の一として日本を観察し、国民的思想と世界的精神の間に純正なる愛国心を求め、純粹なる進歩主義を以て、政治だけではなく、文学、教育、経済、法律など範圍広く渡り、一九世紀的大思想を味わおうとする雑誌であった。

（一）『世界之日本』の自由帝國主義論

竹越は、創刊の趣旨を述べたともいえる創刊号の「世界之日本」なる一文の中で次のようにいう。

日本は絶対の一国にあらず。共存共制の大法に繋がれ世界を組織する列國の一にして、東京湾の水は直ちに金門港の水と相潮汐するが如く、列國の思想生活互に相触着し、相感動するを知らば、世界の勢力と相背きて永く孤独を守る能はざるや、初めより明か也。（中略）此に至ては日本人の日本より、進んで東洋の日本を主張するが如く、東洋の日本より進んで、世界の日本を自覚し、世界の舞台上に上り、世界的見地より経綸を案出し、世界的胸宇を以て列國の間に周旋せざる可らず、国民思想發達の順序固と然らざ

るを得ざる也。

竹越は「日本人の日本」、「東洋の日本」の立場を批判し、日本が「共存共制の大法に繋がれ世界を組織する列國の一」とする「世界の日本」の立場を主張した。『世界之日本』は世界の大勢に注目し、そこから自由帝國主義の外交内政論を打ち出した。第三卷第一九号（一八九九年六月一〇日）に載せた竹越の新潟における演説筆記「現今の政治事情」は次のようにいう。

時勢の変化と共に、殊に廿七八年の戦役以後、日本の相手は、支那朝鮮ではなくして、世界列國であると云ふ事になり、即ち日本は世界と云ふ大きな舞台の真中に立つこととなったのである。故に軍備も、商業上の経営も、一切世界を相手とする仕組でなければならぬ。以上の如き時勢であるから、此勢に添ふ所の政治をするには、内は平民主義を取りて、権利も負担も多数人民に分つと共に外に向つては、帝國主義を取つて、文明國の社団中に於て、最上なる勢力の一となさねばならぬのである。（大唱采）此主義たるや両立せぬが如く解せられたる時代のあつたが、今や決して両立せぬものでないことが、明らかとなった。

竹越は日清戦後の時勢に対応するため、内には「平民主義」、外には「帝國主義」を主張した。この考えは、竹越の「自由帝國主義」の中でいっそう明確にされている。この「対内自由主義、対外帝國主義」の主張は『世界之日本』メンバーの主流の立場とも言える。これについて、鈴木良氏は次のように指摘している^⑦。

彼らの外交論の特徴が列強対立を正確につかもうとした点にある

とすれば、その弱点は中国や朝鮮の民族運動をまったく考慮に入
れることができなかつた点にあると思われる。他方、この未曾有
の東アジア情勢のただ中で軍備拡張を迫られている日本では、国
民の自由と権利を拡大し政党政治を強化しなければならぬ。

『世界之日本』の外交内政論は、伊藤内閣への世論的な支持力とし
ても注目すべきものである。その外交論は陸奥外交政策の延長線にあ
り、「列強の動向に関するヨーロッパでの情報をよく消化した上で、
日本で唱えられていた単純な日英同盟論を排しむしろ日露の提携を説
いたものであった。その基本には何としても朝鮮を日本の支配下に置
くことがすえられていた」^④ものである。

『世界之日本』の外交論は竹越の論説によって代表されたが、それ
は西園寺の考え方でもあったと考えられる。一方、『世界之日本』の
内政論は政党政治を主張し、後の伊藤の政友会成立に大いに支持した。
西園寺の「文明化の教育政策」は、以上に述べたような自由帝国主義
の教育政策として位置づけうるというのが私の考えである。その点を
考えるため『世界之日本』の教育論を検討する必要がある。

(2) 『世界之日本』の教育論

『世界之日本』には竹越與三郎や久津見息忠などの教育論が掲載さ
れ、西園寺文政を積極的に支える主張を展開した。竹越の「西園寺侯
を送る」^⑤は、「今日の教育が国家の名に於ける偽善を励め、国家の名
の爲めに罪惡をも有恕するを教へ、自国の小界域に善美を尽くせりと
して天下の大善大美を学ぶことを知らざるが如きは真個の愛国心を滅

却するものにして、識者の皆な私かに恐るる所也」と述べ、極端な国
家主義を提唱する教育界を批判した。竹越は、第一次西園寺文政につ
いて次のように述べている。

方今我國民、保守的の反動に感じて、野郎自大の情に染まざるもの
果して幾人かある。当局者の多数は、己に彼の味方にあらず、父
兄も己に彼の味方にあらず、而して天下輿論の關鍵を握る學者す
ら、また彼の味方にあらず。彼は榮々孤立、一代の風潮と戦はん
としたる也。而して彼は全く成功せざりしも、幾分の成功を遂げ、
若し伊藤内閣にして猶ほ三四年を継続せしむれば、教育社会の傾
向を一変するを得べからしむるに至り

竹越が保守的な教育社会に対する西園寺のたたかう精神を評価し、
伊藤内閣の退陣を惜しんだのはもともとである。

竹越のほか久津見の教育論が注目し値する。久津見（一八六〇—一九
二五）は明治、大正時代のジャーナリストであり、思想家である。
『世界之日本』には、津久見の教育論が多数掲載されている。「教育と
宗教」^⑥の中で久津見は教育勅語について次のように論じている。

教育の勅語は、德育に就て教育者の見て、以て根底となす所なり。
固より予は之を否定するものにあらずと雖、然れども、熟々勅語
の性質を案じ奉つるに、陛下の國民に望み給ふ所を宣はせ給へる
もの、國家の主權を尊敬する國民の心情よりして、之に命令の意
義ありとなす所のものなり。抑も命令は法律の意義を含み、法律
は衷心の如何に拘はらず、草の風に於けるが如く、國民を挙げて
之に靡かしむるものなり。道德なるものが、衷心の如何を問はず
して、而して、唯外形の服従をのみ要求し、之を以て満足すべき

ものならば、予は命令的条目を以て、德育の唯一の根底となすの不可ならざるべきを知る。

久津見は「教育勅語」が事実上命令主義の道德律となつてゐることを批判し、「命令的条目を以て、德育の唯一の根底となす」の不可を指摘した。久津見の教育勅語批判は当時において極めて稀なものである。また、「教育社会の暗流」は次のようにいう。

我教育社会の今日の主張は国家至上権、国民教育、日本主義、国性(ママ)發揮等なり、余は国家主義の不足ならざるを知る、又国家教育を主張せり、然れども、国家万能を信すること能はず、(中略)故に其の教育の如き、国民の發達を期せざるべからずと雖、既存の国家に同化する國民を造るべからず、国家の進歩は個人の力に俟つ所あり、国家を進歩改革せしむべき、有力の個人を發達せしむべきは、国家教育の大眼目なかるべからず、故に舊き國民性の發揮にあらずして、國民に新しき精神、新しき元氣を與ふる所以の原動力の養成、是即ち國民教育の主眼なり

久津見の国家教育の大眼目は個人の發達に置くべきだといふ考え方は、当時としては非常に進歩的なものであった。久津見は「山路弥吉氏が西園寺文相に与ふるの書を読む」の一文の中で西園寺文政に大きな期待を寄せている。

若し西園寺文相にして、真に教育社会の陋弊を破り、之に進歩開明の精神を發揮せしめんとせば、即ちこの形式の大俗を打破して、精神の光明を放たしめざるべからず。余をして西侯に所望せしめんか、第一に此の事を以てせざるべからざるなり。

久津見は國民の教育が「狭隘なる国家主義の形式論」によつて大い

に汚害されたとし、その教育界の形式論を打破し、國民の精神の覺醒を促すことを西園寺文政に強く期待した。

久津見の考え方が西園寺と同じであったかどうかはなほ吟味しなければならぬが、竹越に代表される自由帝國主義の立場から、国内の自由主義をいっそう強める必要を主張し、その一環として教育においても「文明化」の政策を徹底させる立場は西園寺と同じものであったといえよう。

『世界之日本』が朝鮮や中国に対して帝國主義者として臨んだことは決して無視できないが、同時にいかなる帝國主義者であったかを検討しなければならぬ。『世界之日本』の教育論は、狭隘な国家主義を厳しく批判し、國家の權威に盲従する國民ではなく、自由の權利を自覺し、獨立心をもつ國民の育成、それこそが帝國主義國としての日本の教育の責務だと考えたのである。

二 「第二の教育勅語」について

一 「教育勅語」の發布

西園寺の文教政策をもっとも象徴する「第二の教育勅語」問題がある。その歴史的前提として、明治政府は一八八九年に「大日本帝國憲法」を發布し、翌年教育勅語を發布した。勅語の原案は主として井上毅によつて起草され、元田永孚の修正によつて完成した。教育勅語は、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣

民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ
国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」としていた。天皇の相
宗の徳業と臣民の忠孝を「国体の精華」として強調した。そして「常
ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」の文言において立憲的立場を肯定し、さら
に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」と天皇への軍国主義的献身を強調
した。教育勅語が發布された直後に、元田は首相山県有朋に「彼の不
磨之憲法之如きも時世に因ては修正を加へざるを得不得も、此の大旨に
於ては亘於万世而不可復易一字矣。此の勅諭にして閣下責任之日に於
て発せられたるは何等之慶幸なる哉」と書き送り、山県に「教育勅語」
の神聖性の擁護を期したのである。教育勅語の發布によって近代日本
における支配的教育方針が定められた。

教育勅語の成立については、鈴木良氏の示唆を富んだ研究がある。
鈴木氏は、教育勅語の制定にいたる井上毅の思想の変化について、
「一八八〇年代後半の農村の窮乏、日本社会の資本主義化にとまなう
貧富の差の拡大、その対策としてのアコラース（フランス急進主義的法
学者引用者）説への接近、国家主義的教育路線の継承など」を丹念
に考察し、「教育勅語に盛られた国学と儒教の利用、独特の国家主義、
軍国主義は、都合のよいように断片のみを引用するもので歴史的根拠
がないものであり、まして日本の特殊性や『伝統の継承』などとはい
えないものだった」と結論付けた。井上が如何に巧妙かつ作爲的に教
育勅語案を起草したか、鈴木氏の研究によっていっそう明らかになっ
た。こうしてできあがった教育勅語は、国民には批判しにくい構造と

なり、近代日本の国家主義的教育体制の基軸となったのである。

この井上の作為をよく暴き出したのは西園寺であった。彼は井上の
遺稿『梧陰存稿』にいくつかの書き込みをしている。これについて鈴
木良・福井純子両氏は「西園寺公望の井上毅批判―『梧陰存稿』書き
込み本について」の中で紹介している。井上は「国民の特性」につい
て、「一国民は必一国民の特性あり国民固有の特性を保存し愛国心を
固くするは教育の基礎にして文明進歩の諸般の科学は其の堂構なり国
民固有の特性を養ふ為の要件は国語と国の歴史とを貴重するにあるこ
とをスタイン博士の言挙げせるは吾人の心を得たるものなり」と述べ
た。これに対して西園寺は、「通例特性ト名クルモノハ一國ニ在テモ
大抵ハ其短所ナリ。其癖所ナリ。殊ニ今日教育家ノ吾邦ノ特性ナド、
喋々スル所ハ多クハ識者ヲシテ眉ニ皺セシム。是思ハザル可カラズ」
と批判している。そして、歴代天皇の不文憲法を今日に生かしたのが
帝国憲法であるとすする井上の主張に対して、西園寺は「欺人欺己語」
を記している。西園寺の興味深い書き込みはほかの箇所にも散見して
いるが、教育勅語の起草者である井上の作為をよく暴きだしたところ
に注目すべきであろう。これは西園寺の「第二の教育勅語」問題にも
つながっていると思われる。

教育勅語を諸学校、社会に普及させる過程においては、井上哲次郎
の「勅語衍義」が大きな役割を果たした。同書は芳川顕正文相の提議
によって計画された半官的性格をもつ解説書であった。井上は序文の
中で「蓋シ勅語ノ主意ハ、孝悌忠信ノ德行ヲ修メテ、国家ノ基礎ヲ固

クシ、共同愛國ノ義心ヲ培養シテ、不虞ノ變ニ備フルニアリ」と解釈し、とくに「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」に重点を置いたのである。井上は「維新以前ハ、假令ヒ智育ハ足ラザルモ、徳育ハ却リテ今日ニ勝ルモノアリ」と主張し、維新以前の倫理によって國民を統合しようとしたのである。『勅語衍義』の草案作成について井上は、「稿本を中村正直・加藤弘之・井上毅・島田重礼等の諸氏に示して其の意見と問ふた」と述べ、さらに「畏れ多くも内務大臣を経て、天覽に供し献つたのである。御手許に御留め置かれたこと約一週間か十日間であつて、而して御下賜あらせられたのである。『教育勅語』の解釈は六百余种にも上つて居るやうであるけれども、天覽を忝くしたのは独り此の『勅語衍義』のみであつた」と述べている。天皇の權威まで借りた『勅語衍義』の影響力は非常に大きかつたとみななければならない。その影響は井上毅らの意図をも超えた強い國粹主義的理解をとまなうやうになり、教育界の大勢となろうとしたのである。このような教育勅語のあり方を根本的改革しようとしたのが西園寺の「第二の教育勅語」の計画であつた。

二、「第二の教育勅語」計画とその内容

「第二の教育勅語」計画について、『西園寺公望自伝』の中に重要な記述がある。

わたしが文部大臣になつた時（明治二十七年九月第二次伊藤内閣）第二の勅語を下すことの必要は感じた。実はわたしもまだ成案はな

かつたが、あの教育勅語一本だけでは物足りない。もっとリベラルの方へ向けて教育の方針を立つべきものだと思つた。そのことはあらかじめ申し上げてお許しを得ていたが、まだ成案という程までには行つていなかった。成案と思ううちに内閣が辭職したから実現するに至らなかつた。

文中の括弧の年代は西園寺、質問者小泉策太郎、あるいは編者の木村毅のだけがつけたのか判然しない。第二の教育勅語の準備時期に関しては、おそらく第二次伊藤内閣の時に西園寺がその必要性を明治天皇に訴え、承諾を得たが、その時点では「まだ成案はなかつた」ものと考えられる。「第二の教育勅語」案は、第三次伊藤内閣の時、すなわち西園寺の第二次文部大臣期間中に成案を得たと思われるが、この点については後で述べることにする。

竹越は『陶庵公』の中で、西園寺文相が教育勅語を改めようとしたことを次のように記している。

或る人が公に対してこれから、大に学制を改むる必要があると説いたことがあつたが、公は今日の弊は学制の組立が悪いばかりでなく、學風が悪いのであるから、先ず第一に學風を興さねばならぬと答へた。公の意は従來の道徳は、社会が上下の兩階級より組織せられたる時代の産物であるので、仰いで見るの心得と伏して見るの心得のみから成立つてゐる。然るに今や社会の狀態は一變して、上下、左右の社会となりて、社会の横幅が廣くなつて來た。道徳の本旨は古今によつて變りはないが、道徳の形式は時代によつて變化せねばならぬから、新社会に処すべき新道徳を起さねばならぬ。殊に産業が盛んになつて、社会が一大工場、若くは市場ともいふべきものとなつたとき、上下道徳ばかりでゆくもので

ないから、人民がすべて、平等の関係において、自他互に尊敬し、自から生存すると共に、他人を生存せしむることを教へねばならぬと言ふのであった。公は何時の間にか、以上の主旨を奏聞したものと見えて、公に新に勅語を下さるゝことと、併せて右の勅語の主旨を起草することを仰出された。公がこの事について、明治天皇の盛意に奉答せんと大いに努力中に、フランスで起つた盲腸炎がまた再発して退いて大森の自宅に療養することとなつた。

これによれば、西園寺は、教育勅語にみられるこれまでの道徳は、社会が上下の両階級に分かれていた時代の産物であり、このような封建的な道徳では日清戦争後の資本主義経済が著しく発展してきた社会には相応しくないものだと考え、産業革命時代に入ってきた日本には「上下の道徳」ばかりではなく、新しい時代に適応して「左右の道徳」を起さなければならぬと主張し、新たに教育勅語を計画しようとしたのである。

近年、西園寺関係史料のなかで、「第二の教育勅語」の草案が発見された。『西園寺公望伝』別巻二に収録されている。ここにその全文を引用する。

教育ハ盛衰治乱ノ係ル所ニシテ国家百年ノ大猷ト相ヒ伴ハザル可カラズ。先皇國ヲ開キ朕大統ヲ繼キ旧来ノ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ求メ上下一心致々トシテ怠ラズ。此ニ於テ乎開國ノ國是確立一定シテ、復タ動ス可カラザルヲ致セリ。朕曩キニハ勅語ヲ降タシテ教育ノ大義ヲ定ト雖モ、民間往々生徒ヲ誘掖シ後進ヲ化導スルノ道ニ於テ其步趨ヲ誤ルモノナキニアラズ。今ニ於テ之ガ矯正ヲ図ラズンバ他日ノ大悔ヲ来サザルヲ保セズ。彼ノ外ヲ卑ミ内ニ誇ルノ陋習ヲ長ジ、人生ノ模範ヲ衰世逆境ノ士ニ取り其危激ノ言

行ニ仿ハントシ、朋党比周上長ヲ犯スノ俗ヲ成サントスルカ如キ、凡如此ノ類ハ皆是青年子弟ヲ誤ル所以ニシテ恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホスノ義ニ非ズ。戦後努メテ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トスルノ意ニ悖ルモノナリ。今ヤ列國ノ進運ハ一日ヨリ急ニシテ東洋ノ面目ヲ一変スルノ大機ニ臨ム。而シテ条約改訂ノ結果トシテ与國ノ臣民ガ来テ生ヲ朕ガ統治ノ下ニ托セントスルノ期モ亦目下ニ迫レリ。此時ニ当リ朕ガ臣民ノ与國ノ臣民ニ接スルヤ丁寧親切ニシテ、明ラカニ大國寛容ノ氣象ヲ發揮セザル可カラズ。抑モ今日ノ帝國ハ勃興發達ノ時ナリ。藹然社交ノ徳義ヲ進メ、欣然各自ノ業務ヲ励ミ、責任ヲ重シ、輕騒ノ挙ヲ戒メ、學術技芸ヲ煉磨シ、以テ富強ノ根柢ヲ培ヒ、女子ノ教育ヲ盛ニシテ其地位ヲ高メ夫ヲ輔ケ子ヲ育スルノ道ヲ講セサル可カラズ。是レ実ニ一日モ忽諸ニ付ス可カラサルノ急務ナリ。朕ガ日夜軫念ヲ勞スル所以ノモノハ、朕ガ親愛スル所ノ臣民ヲシテ文明列國ノ間ニ伍シ、列國ノ臣民ガ欣仰愛慕スルノ國民タラシメント欲スルニ外ナラズ。爾有衆父兄タリ、師表タリ。或ハ志ヲ教育ニ懷クモノハ深ク朕カ深衷ニ顧ミ百年國猷ノ在ル所ニ遵由シテ教育ノ方向ヲ誤ルコトナキヲ勉メヨ。

この「第二の教育勅語」案に「忠君愛國」や「忠孝」の語がないことはまず注目すべきであろう。その主な内容は以下の三つからなっている。第一に、民間における生徒の誘掖化導の誤りを指摘し、その原因は衰世逆境の人物を人生の模範とする教育にあるとし、その弊害の是正を説いている。第二に、条約改訂の結果として、内地雑居も現実のこととなり、この際「朕ガ臣民」は「大國寛容ノ氣象」を發揮しなければならぬと説く。第三に、帝國勃興の段階において、國民各自が實際の徳義を増進すること、職務に精勵すること、學術を鍛えることなどを通じて、國家富強の基盤を形成すること、また女子教育を盛

んにして女子の地位向上させることを説いている。それを通じて日本が文明列国に伍し、列国国民と対等に向き合える国民を育成することを求めている。いわば日本帝国の文明化の教育方針を示しているといえよう。

この「第二の教育勅語」案の制定問題については、岩井忠熊氏が西園寺の「自筆」だとしていることに対して、鈴木良氏は「この勅語案は西園寺自身が執筆したものであるかは疑問であり、私は近くの人物（たとえば竹越与三郎）に書かせたものではないかと推測している。したがって、これが西園寺の勅語案であったかどうかは、なおよく検討しなければならぬ」と指摘している。私はこの「第二の教育勅語」案は西園寺の意を体し、竹越が執筆したものだと考える。

立命館大学編の『西園寺公望伝』別巻の西園寺関係史料を通読すれば、西園寺が執筆した論文が非常に少数で、しかも漢文を中心としたものである。西園寺の『政理新論』の序文には古典のことが多数使われており、漢文素養の高さがうかがえる。「第二の教育勅語」案を見れば、筆者は漢文の素養がないように思われる。

「第二の教育勅語」案は西園寺の指示に基づいて起草されたと考えられる。「第二の教育勅語」案は「詔勅」から多くの文言を引用している。「旧来ノ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ求メ」は「五か条の誓文」、「恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホス」は「教育勅語」、「努メテ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨ト」は「清国と講和に付将来の所譽を明にするの詔勅」からの引用である。これはおそらく西園寺が指示したと考えられる。

また、「第二の教育勅語」案は西園寺が愛用する言葉を使っている。「衰世逆境」、「大國寛容」などは西園寺の演説でよく使われている。そして、女子教育の重視も西園寺が指示したと考えられる。

以上は西園寺の側から考察をしたものであるが、竹越関係史料からさらに追究したい。第二の教育勅語について、「竹越与三郎氏談話速記」に重要な記述がある。

問 西園寺公に御知り合になったのは、何時頃のことですか。

竹越氏 明治二十八年ですが、第二回の伊藤内閣で文部大臣をして居りました時でありました、陸奥が俺の所の友人で、真の高人は西園寺だ、君は西園寺に随け、西園寺に世話するから、あれから必ず君の才を用ひることが出来ると云ふので、紹介せられましてそれから行くやうになったのです、

それで文部省に這入った時に大分世間の空氣が陰悪だ、暗殺などの文句が出て来て、第二の森有礼見たやうにしようと思ふやうな計画もあるから御互に警戒しなければならぬが、覚悟はしなればならぬ、やられるかも知れぬと云ふ覚悟をして居りました、其処でそれに屈してはならぬから教育の方法を改めなければならぬ、第二の教育勅語を出して頂きたい、此の教育勅語のことを陛下に申上げたのです、其の趣意は従来の道徳は一種の上下の道徳である、左右の道徳を余り取って居ないから、是から世の中の公共時代になって来て上と下の関係で、隣と隣との関係の道徳を研究しなければならぬと云ふ意味のことで、さうして、陛下に申上げた、それは大変好い、やれと云ふ御話で、それから其の勅語のことを申上げて、間もなく西園寺が寝て了ったのです、それで私が伊藤に此の第二の勅語だけは是非出して頂きたいから、一つまた閣議に懸って居ないから、西園寺の枕頭で閣議を開いて呉れと云ふことを伊藤に頼んだのですが、「是は西園寺が病氣の時に枕

頭で閣議を開けと言ってもそれは君」と云ふ訳で、「さうですか
なら思ひ遣すことはない辞表を出して了ひます」……
問 草案位は出来たのですか。
竹越氏 草案は出来た、(後略)

この談話からは竹越が「第二の教育勅語」の制定に深くかかわった
ことがうかがえる。西園寺が病氣になった時も、竹越は伊藤に「此の
第二の勅語だけは是非出して頂きたい」と頼んだことに注目すべきで
ある。

竹越が「第二の教育勅語」案を起草したことは彼の演説文、論説か
らも推定できる。竹越は、「学閥論」の中で教育社会の保守的体質を
厳しく批判し、教育界は一大「学閥」となって、「皆な相比周朋党し
て以て政府の教育を受けざりし者を窘迫せんとす」と述べている。こ
の「比周朋党」という言葉は「第二の教育勅語」案の中でも使われ、
しかもきわめて重要な位置を与えられている。すなわち、「衰世逆境
ノ士」を人生の模範とし、生徒を誤らせている教育の弊害の最たるも
のとして「朋党比周上長ヲ犯スノ俗」が指摘され、その克服の必要が
説かれている。竹越の「学閥論」の内容が、「朋党比周」の言葉まで
用いて勅語案に反映しているとみてよいであろう。

次に注目すべきことは、この「第二の教育勅語」案に基づくとみら
れる竹越の演説の存在である。一八九八年八月六日、西園寺第二次文
政終了の四ヶ月後、竹越は帝国教育会で「国民の気風」と題する演説
を行った。西園寺は八月一〇日付けの竹越宛書簡で、「帝国教育会御

演舌ハ他よりも伝聞候処非常ニ好評に有之。大ニ開懐仕候」と書き送っ
ている。竹越の演説文は九月一五日の『教育公報』第二一五号に掲載
された。勅語案に基づいて三つの内容を更に具体化している。

第一に、日本国民の気風については、竹越は日本国民の気風が大き
く宋学に影響され、「悲歌慷慨」の気風であるとしている。竹越は、
「或る学校に於ては尚ほ衰世亡国の時に當って奇矯激越なる行為をし
た所の人を標本として道德を教へて居る、逆境に処して中心を失った
道德がある、其道德を標本として子弟を教へて居る」と述べ、道德教
育は形式的、矯飾的になっていると批判している。

第二に、時勢については、竹越は「今や明治の天下は最早衰世にあ
らず、亡国にあらざるに此勃興の運に当り、此盛世の時に当たって」
いると強調し、この勃興の時代に「雍々たる大国民の気風」、「正大有
為なる気風」を起こさなければならないとしている。しかも、この国
民の気風は学風から改めなければならないと強調している。

第三に、社会道德については、竹越は「個人直ちに国家に隸属せず
して、今日は個人が相集って社会を組織する、教育社会、工業社会、
政治社会と云ふやうに一の社会を造って其社会から国家を組織するや
うになって居る」との認識を示し、「今日日本人の考にては国家に対
する道德は何より重しとして社会に対する道德と云ふ感念が余程薄
いと思ふ、此薄いことに向つては殊更力を用いねばならぬ」と社会道德
の重要性を強調している。この社会道德については、勅語案の中で具
体的に論じている。

この演説において竹越は、「第二の教育勅語」案の中で重要な言葉となつている「衰世」、「勃興」などの用語をたびたび用いているが、それだけでなく演説の論理展開そのものが勅語案と深くつながっていることを重視しなければならない。以上のことから、「第二の教育勅語」案は西園寺の意を体し、竹越が起草したものだと考えられる。

三、「第二の教育勅語」計画の結末

西園寺の「第二の教育勅語」計画は実現に至らなかった。竹越は西園寺の病氣辞任でその実現に至らなかったと述べているが、私は「第二の教育勅語」に対する伊藤の態度が大きな意味をもったと考える。一八九七年一月一日発行の『世界之日本』に「伊藤侯の演説」が掲載され、その中で伊藤は「国民教育及び民心の傾向」について次のように述べている。

どうしても日本の文明的の事業をモウ少し進めやうと云ふには、教育ももつと進めなければならぬ、又教育の仕方方法も考へなければならぬ、而して又欧羅巴の資本も入れ或は歐羅巴人にも俱に利益を與ふると云ふことなれば、それに適應する教育の方法も執らなければならぬ、近日聞く所に依つて見ると、小学校の教師が近來子供を教育する仕方杯は多少間違つたことをしては居ないかと思ふ、それはどう云ふことかと云ふと、早晩に条約が実行されて外国人が這入つて来るからそれに負けぬやうにしなくてはならぬぞと云ふて委しく導かないと一図に考へ違をする者が出て来る恐れがある。それでは全くプリンシプルに立ら(ママー引用者)に撞着をして却つて日本の困難を増すと云ふをなるのである。私は

素より欧羅巴主義を好むと云ふことは世間一般に知つて居るが、なぜ私が欧羅巴主義を好むかと云へば、実は欧羅巴主義でなくて世界の文明主義であるが、併しそれが何処に主にも現はるゝかと云ふと、欧羅巴に現はれて居るからそれを欧羅巴主義と謂はうか構はぬ、唯々文化を進めて社会の進歩を図らなければならぬ、夫でなければ活動した国を造るをは出来ぬのである。

伊藤は日本の文明的事業を前進させる教育の重要性を述べ、条約改正や日清戦後の新たな社会情勢に対応する教育の方法を考えなければならぬとしている。しかし学校教育は新しい情勢に対応できず、国家主義が強調され、「却つて日本の困難を増す」ことになると考えている。また、伊藤は社会の進歩を図り、「活動した国」を造るには、ヨーロッパの文明を吸収しなければならないと述べ、文明化の教育を期していたことができる。

西園寺は第三次伊藤内閣で再び文部大臣に任命され、上記のような「欧羅巴主義」を必要とする立場からすれば、伊藤内閣の文教政策を担うに適任の人物と考えられたはずである。一八九八年三月一日発行の『世界之日本』第二五号に、伊藤首相へのインタビュー記事ともいえる「伊藤内閣の教育意見」の一文が掲載されている。

我々は漫りに我国の過去の歴史より離るるが如き不自然の施政を慎まねばならぬと同時に、我々の最後の目的、継久の目的として世界の最も進歩したる国民と同列の文明に進まねばならぬと云ふことを忘れはならぬ、此には多くの人は異論なかるべしと雖も、実際を見れば、立法の上でも、政治の上でも、教育の上でも、社交の上でも、短見にも此道を外れたることが少なくない、畢竟我々

の違すべき最後の目的を心に止めぬから起つたことだ、今後は教育には特別に注意して之を正道に引きかへさねばならぬ、余は全力を尽くして此一事を勉めねばならぬ、幸にも此事に關しては余の閣僚西園寺侯は全く同意見であると云ふことを知る、

伊藤は、「世界の最も進歩したる国民と同列の文明に進む」ことを「最後の目的、継久の目的」として強調した。この「目的」を実現するために、教育には「特別に注意」をし、「正道」にひきかえなければならぬと述べている。伊藤はわざわざ「此事に關しては余の閣僚西園寺侯は全く同意見である」と述べ、西園寺文政への強い支持を表明した。

しかし、西園寺の「第二の教育勅語」計画に關しては、伊藤が同意しなかったと思われる。伊藤は教育勅語渙発時の文部大臣、第三次伊藤内閣の内務大臣芳川顕正、その背後にいる山県有朋の存在を考慮しなかったはずがない。それ以上に「教育勅語」に対する伊藤の考え方も検討する必要がある。伊藤の考えは「教育勅語追加ノ議」という天皇への上奏文によつてうかがうことができる。この史料は日付が欠けているが、伊藤が侯爵になる一八九五年から一九〇七年までの間のものと推定できる。何者かが天皇に提出した「教育勅語追加」案に対して、伊藤が天皇の諮問に奉答したものである。「教育勅語追加ノ議」の中で、伊藤はまず「教育勅語」の不可侵性について次のように述べている。

夫レ徳育ノ指針タルヤ其ノ大綱一タヒ定マラハ之ヲシテ宜シク万

世ニ巨リテ変セス且凜然トシテ犯ス可ラサルモノアラシムヘシ苟モ已ムヲ得ヘキニ已マス時ニ随テ更改若ハ追増シ稍法律命令ノ改廢ト相類似スルモノアラン乎則之ヲ大ニシテハ万世ノ明訓ヲシテ其重キヲ減セシムル所ナキヲ保セス之ヲ小ニシテハ訓旨岐ヲ多クシ為ニ区々ノ衍義解釈ヲ馴致シ人心ノ惑ヲ来スコトナキヲ保セス二十三年ノ勅語ハ簡ニシテ能ク徳育ノ大綱ヲ悉シ其ノ渙發以來上下人心翕然之ニ向ヒ敢テ睽離スルモノアラス所謂凜然犯スヘカラス万世ニ巨テ変スヘカラサルノ実アリテ存ス

伊藤は徳育の大綱は万世にわたつて動かしてはならないと言ひ、三年の「教育勅語」がよく徳育の大綱の実を保っていると言ひ、「教育勅語追加」案の骨子は伊藤のまとめによれば、「爾臣民ノ皇運ヲ扶翼スルハ特ニ一旦緩急アル時ニ止マラス常ニ宇内ノ趨勢ヲ察シ盟約ヲ重シシ産業ヲ勉メ以テ国力ノ旺盛ヲ図ルヘシ」の數句にあると言ひ、伊藤は「前勅語中ノ『以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ』トハ広ク其ノ前ノ諸句ヲ總括シタルモノニシテ単ニ一旦緩急云々ノ句ニ限ルニ非ラスト解スルノ寧口穩当ナルニ若カス」と解釈し、その追加の理由がないと説いている。「若夫レ民間動モスレハ宇内ノ趨勢ヲ知ラスシテ徒ニ偏見ヲ抱キ時トシテ國際的盟約ノ義務ヲ知ラサル守旧固陋ノ徒アリ之ヲ矯正スルノ目的ヲ以テ此ノ追加ノ議ヲ上ルトセン乎則チ已ムヲ得スンハ他ニ其道ヲ求ムルモ或ハ可ナランモ之ヲ教育勅語ノ追加ト為セハ一時的ノモノヲ以テ永久的ノモノト混淆スルノ恐アルノミナラス或ハ却テ教育勅語ノ尊嚴ヲ損センコトヲ恐ル、ナリ」。伊藤は「民間」の動きを懸念しながらも、「教育勅語」の尊嚴を損なうような動きに強く反対したのである。

一八九八年一〇月八日発行の『世界之日本』に「伊藤侯の支那策」が掲載され、その中で伊藤は次のように述べている。

世界列国が社会的の結合を固くし団体的の行動を為し國家の主權は更に其社会的団体的の結合運動を統一し緊縮し以て國民的競争をなすの時代に於ては支那獨り之に背くことを得ず支那は從來國民的結合の必要を感じざりき支那の政府只其人民が謀反せず乱暴せずんば之を以て足れりとなせり是れ其列國對峙の今日に於て衰弱を極むるに至りたる所以なり併し支那には尚ほ社会的結合力あり決して未だ朝鮮人と同一視すべからず故に能く其結合力を利導し能く之を統一して制するに至らば實に強大の國民となるべし

この史料から伊藤の時代認識がうかがえる。伊藤は列國對峙の時代の「社会的結合」の重要性を強調し、中国の衰弱の理由は「國民的結合」の欠如とその専制政治にあるとしている。伊藤は、立憲政治と同時に社会的結合力を利導・統一する条件の必要性を考えたのではなからうか。前述した「教育勅語追加ノ議」のなかで、伊藤は「二十三年ノ勅語ハ簡ニシテ能ク徳育ノ大綱ヲ悉シ其ノ渙發以來上下人心翕然之ニ向ヒ敢テ睽離スルモノアラズ」と述べている。伊藤は、少なくとも日本においては教育勅語が「國民的結合」の実現に大きな役割を果たしたと考えていた。

しかし、このような伊藤の考え方を元田、山県、井上哲次郎らの保守派と同一視してはならない。飛鳥井雅道氏によれば、この対立は「単に文明をどうみるか、政策がどうかといった次元にとどまらず、天皇を日本近代にどう位置づけるかにその基盤をもっていた」。伊藤

はあくまでも立憲政治の枠を守りつつ、天皇を日本國家の不可欠な機軸として位置づけようとしたのである。

ところで、「教育勅語追加」案を天皇に提出したのは誰であったのか検証する必要がある。それを断定できる史料はないが、西園寺の可能性を推測させる重要な史料が存在する。一九〇〇年二月の『京都市出新聞』に掲載された「西園寺侯の教育談」の中で、西園寺は「教育勅語は以て一語の増すべきあらず一字の減すべきあらず独り一旦緩急云々の句のみに重きを置他は殆ど忘られたるが如き觀あるは最も憾とす一旦緩急は何処までも一旦緩急にして一旦の場合を指すに過ぎ其以外は皆國民が平常に処すべきの道を示されたるものなり」と述べている。この談話から、西園寺が教育勅語の修正、勅語解釈の限定、勅語解釈の現状修正の可能性があることを示唆していることが読み取れる。「一旦緩急」以外に「國民が平常に処すべきの道」を示すとする主張は、伊藤がまとめた「教育勅語追加」案の骨子に重なっている。西園寺が「教育勅語」の絶対化に歯止めをかけ、また教育勅語の絶対化を擁護する國家主義的教育体制に対抗するためには、やはり「勅語」の權威に頼るほかない。西園寺は、「教育勅語追加」案と竹越に起草させた「第二の教育勅語」案の二回にわたって新たな勅語を出すことを試みたのではなからうか。

しかし、文明化の教育政策を目指すことで伊藤と西園寺は一致していたが、「第二の教育勅語」に関しては両者の考え方は違っていた。西園寺の「第二の教育勅語」計画は伊藤の同意を得られなかったため、

日の目を見ることができなかったと考えられる。その点から考えれば、西園寺文政は決定的な点で成功しなかった。しかし、西園寺が「第二の教育勅語」を企画し、近代日本教育史上における一つの可能性を提起したことは重要な意義をもっていたといわねばならない。

おわりに

条約改正や日清戦争によって、日本は世界の表舞台に登場した。この時に、いかに世界列強の一員の地位を獲得できるかは日本国家の課題であり、伊藤内閣が直面した重要な課題であった。文部大臣としての西園寺は、陸奥外交を支持し、自ら朝鮮政策の策定にも参与する。一方で、保守的國家主義的教育界と対抗し、文明化の教育政策を強く主張した。それは、外に帝國主義、内に自由主義を唱える自由帝國主義的教育政策であったといえよう。西園寺文政が必ずしも西園寺個人の孤立した政策でなかったことは、西園寺文政を支持した『世界之日本』の存在によって証明される。列強に伍するため文明化政策を継続・発展させることは、伊藤内閣の立場そのものでさえあった。

西園寺文部大臣時代の最も注目すべき問題の一つに「第二の教育勅語」問題がある。それは、近代日本國家の中核において教育勅語がかならずしも不可侵の規範ではなかったことを意味する。しかし、西園寺が教育勅語絶対化の弊害に注目し、その改革に乗り出したとき、伊藤は教育勅語の國民統合力に対する確信を再確認した。伊藤が教育界の保守的動きを懸念しながらも、これを根本的改革しようとした西園

寺の「第二の教育勅語」計画に同意しなかった。両者の違いは何よりも天皇の權威を立憲政治のなかで如何に位置づけるかにあったと思われる。西園寺は伊藤が目指した立憲政治と天皇の權威の神聖化の矛盾に早い時点で気づき、その矛盾の深刻化を阻止する根本的方策を提起したにもかかわらず、伊藤はその必要を認めなかったことになる。その意味で、西園寺文政の失敗は、歴史的にみれば伊藤内閣の失敗でもあったのではないかと思われる。

【注】

- (1) 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』、第二卷、岩波書店、一九九一年九月。
- (2) 前掲『西園寺公望伝』、第二卷、一八四頁。
- (3) 雑誌『世界之日本』(復刻版)、全一〇巻、柏書房、一九九二年一月。
- (4) 慶応義塾編『福沢諭吉全集』、第一四巻、岩波書店、一九六一年、四九一〜四九二頁。
- (5) 陸奥宗光著『瘞瘞録』、岩波書店、一九九九年一月、三六四頁。
- (6) 『教育時論』、第三五〇号、開発社、一九九五年一月五日、一四頁。
- (7) 『教育報知』、第四八四号、東京教育社、一九九五年八月一〇日、一頁。
- (8) 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』、別巻一、岩波書店、一九九六年一月、三五〜三六頁。
- (9) 前掲『西園寺公望伝』、別巻一、三六頁。
- (10) 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』、別巻一、岩波書店、一九九七年一〇月、四四頁。
- (11) 大久保利謙編『森有礼全集』、第一巻、官文堂書店、一九七二年三月、三四八頁。
- (12) 前掲『森有礼全集』、第一巻、六六三頁。
- (13) 井上毅伝記編纂委員会『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年九月、五〇四頁。
- (14) 前掲『井上毅伝』史料篇第四、五〇四頁。
- (15) 安部磯雄編『帝国議會・教育議事総覧』(復刻版)、芳文閣、一九九〇年二月、一四二頁。
- (16) 前掲『帝国議會・教育議事総覧』、一四八頁。
- (17) 前掲『帝国議會・教育議事総覧』、一四九頁。
- (18) 前掲『帝国議會・教育議事総覧』、一七七頁。
- (19) 前掲『帝国議會・教育議事総覧』、一八〇頁。
- (20) 前掲『帝国議會・教育議事総覧』、一八一頁。
- (21) 前掲『帝国議會・教育議事総覧』、一八四頁。
- (22) 前掲『帝国議會・教育議事総覧』、一八八頁。
- (23) 前掲『教育報知』、第四八四号、一九九五年八月一〇日。
- (24) 前掲『教育時論』、第四二三号、一九九七年一月五日。
- (25) 山住正己(校)『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書店、一九九〇年一月、七八〜七九頁。
- (26) 前掲『教育の体系』、八〇〜八三頁。
- (27) 前掲『教育時論』、第三五〇号、一九九五年一月五日、一五頁。
- (28) 前掲『西園寺公望伝』、別巻二、四〇頁。
- (29) 前掲『西園寺公望伝』、別巻二、四一頁。
- (30) 前掲『教育報知』、第四八四号、一九九五年八月一〇日、二頁。
- (31) 学校法人立命館、『立命館百年史』、二〇〇〇年一〇月、六五頁。
- (32) 前掲『教育時論』、第三七〇号、一九九五年七月二五日、二九〜三〇頁。
- (33) 竹越與三郎は早くから陸奥の秘書的な役割を果たしていた人物である。陸奥は最晩年に竹越を西園寺に紹介した。西園寺第二次文相時代に勅任参事官兼文相秘書に起用され、その後も西園寺に私淑した。
- (34) 小泉策太郎筆記・木村毅編『西園寺公望自伝』、大日本雄弁会講談社、一九四九年九月、一五一〜一五二頁。
- (35) 『国民之友』、第一九巻(株)明治文献、一九六七年九月、二三頁。
- (36) 前掲『世界之日本』、第一号、一九九六年七月二五日。
- (37) 前掲『世界之日本』、第三巻第一九号、一九九九年六月一〇日。
- (38) 前掲『世界之日本』、第五巻第四八号、一九〇〇年一月六日。
- (39) 前掲『西園寺公望伝』、第二巻、三一八〜三二九頁。
- (40) 前掲『西園寺公望伝』、第二巻、三一〇頁。
- (41) 前掲『世界之日本』、第九号、一九九六年一月二五日。
- (42) 前掲『世界之日本』、第七号、一九九六年一〇月二五日。

- (43) 前掲『世界之日本』、第二号、一八九七年二月一日。
- (44) 前掲『世界之日本』、第二五号、一八九八年三月一日。
- (45) 前掲『教育の体系』、三八三頁。
- (46) 前掲『教育の体系』、三八四～三八五頁。
- (47) 鈴木良「教育勅語の成立」。『部落問題研究』一六九号、二〇〇四年七月、二六頁。
- (48) 前掲鈴木良「教育勅語の成立」、二七頁。
- (49) 『梧陰存稿』は一八八四年から一〇年間新聞、雑誌に発表した井上毅の論文、講演を国文、漢文二巻に収録し、彼の憲法論や教育論を示す重要な文献である。
- (50) 鈴木良・福井純子「西園寺公望の井上毅批判——『梧陰存稿』書き込み本について」。『日本史研究』三三八号参照。
- (51) 前掲鈴木良「教育勅語の成立」、二七頁参照。
- (52) 片山清一編『資料・教育勅語』、高陵社書店、一九七四年九月、一五四～一七八頁。
- (53) 前掲『資料・教育勅語』、一八五～一八六頁。
- (54) 前掲『西園寺公望自伝』、一一六～一一八頁。
- (55) 小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」。『人文学報』京都大学人文科学研究所、第六四号、一九八九年三月、参照。
- (56) 竹越与三郎著『陶庵公』、叢文閣、一九三〇年二月、一六二～一六三頁。
- (57) 前掲『西園寺公望伝』、別巻二、一四五頁。
- (58) 前掲鈴木良「教育勅語の成立」、三〇頁。
- (59) 二〇〇三年五月二三日、近代日本思想史研究会で鈴木良氏は岩井忠熊『西園寺公望』の書評を行った。著者も参加していた。鈴木氏は第二次教育勅語草案について、西園寺が直接に筆を取ったものではないと推測している。その理由として、草案が十分練れていない、筆者には漢文の素養がないように思う、西園寺の口癖が使われている、詔勅の言葉がそのまま使われている、しかし平等の道徳が説かれていない等を取り上げている。私はこの鈴木氏の問題提起から大いに示唆を受け、さらに竹越関係史料と西園寺関係史料をあわせて考察し、真相の解明を目指す。
- (60) 『明治詔勅全集』参照。皇道館出版部、一九〇八年。
- (61) 『竹越与三郎氏談話速記』第一回、一九三九年一月二二日於竹越氏邸、速記者坂本貞之助・土屋俊治。憲政史編纂会旧蔵『政治談話速記録』第六巻、一九九九年三月、二九四～二九五頁。
- (62) 前掲『世界之日本』、第二〇号、一八九七年一〇月一日。
- (63) 『比周』は中国の古典『論語』、『左伝』に典拠あり、悪人と仲間になると、徒党を組むこと。
- (64) 帝国教育会機関誌『教育公報』、第二巻、日本教育会館、一九八四年一月、一五～二三頁。
- (65) 前掲『世界之日本』、第二号、一八九七年二月一日。
- (66) 前掲『世界之日本』、第二五号、一八九八年三月一日。
- (67) 渡辺幾治郎著『教育勅語渙発の由来』、学而書院、一九三五年一〇月、一八九～一九三頁。
- (68) 前掲小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」、九一頁。
- (69) 前掲『世界之日本』、第二巻第五号、一八九八年一〇月八日。
- (70) 飛鳥井雅道著『明治大帝』、筑摩書房、一九九四年一月、二三三頁。
- (71) 前掲『立命館百年史』、六六頁。

(大阪市立大学大学院文学研究科研究生)